

9月1日から生活道路の制限速度が引き下げられました！

中央線や道路標識がない生活道路の法定速度が 30 km/h に変わりました。
標識があり速度制限がある道路ではこれまでの速度制限が適用になります。

速度超過時の罰則

30 km/h 制限の道路で

- ・ 31～49 km/h で走行（超過 20 km/h 未満）：違反点数 1 点
- ・ 50～54 km/h（超過 20～25 km/h 未満）：2 点
- ・ 55～59 km/h（超過 25～30 km/h 未満）：3 点 ※高速は 40 km/h 未満
- ・ 60～79 km/h（超過 30～50 km/h 未満）：6 点 ※高速は 40 km/h～50 km/h 未満、初回でも 30 日免停
- ・ 80 km/h 以上（超過 50 km/h 以上）：12 点 ※90 日免停 免許取り消し相当



生活道路は歩行者・自転車・子供が多く 30 km/h でも危険を感じる場面があります。事故発生件数や死傷事故の割合を減らす目的で全国一斉に法定速度が見直されました。運転される方もそうでない方も大切な命を守るために決められたルールを遵守しましょう



株式会社 PA ネットワーク
ほけん GUIDE